

令和 2 年 6 月 15 日

株式会社福岡中央銀行

「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況について

株式会社 福岡中央銀行(頭取 古村 至朗)は、平成 25 年 12 月 5 日に公表されました「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況を別添のとおり開示いたします。

以 上

◆「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当行は、お客さまと保証契約を締結する場合、お客さまから既存の保証契約の見直しのお申し入れがあった場合、および保証債務の整理のお申し出があった場合には、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき誠実に対応するよう努めます。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況

対象期間:令和元年10月～令和2年3月

(単位:件)

金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)		令和元年末
指標1. 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 ( (①+②+③+④) ÷ ⑤ )		13.19%
①新規に無保証で融資した件数		768
②経営者保証の代替的な融資手法として、停止条件付保証契約を活用した件数		0
③経営者保証の代替的な融資手法として、解除条件付保証契約を活用した件数		0
④経営者保証の代替的な融資手法として、ABLを活用した件数		0
⑤新規融資件数		5,821
指標2. 事業承継時における保証徴求割合 (4類型)	新旧両経営者から保証徴求 ( ⑥ ÷ (⑥+⑦+⑧+⑨) )	0.00%
	旧経営者のみから保証徴求 ( ⑦ ÷ (⑥+⑦+⑧+⑨) )	0.00%
	新経営者のみから保証徴求 ( ⑧ ÷ (⑥+⑦+⑧+⑨) )	100.00%
	経営者からの保証徴求なし ( ⑨ ÷ (⑥+⑦+⑧+⑨) )	0.00%
⑥ 代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数		0
⑦ 代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数		0
⑧ 代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数		14
⑨ 代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数		0